

令和2年（2020年） 3月 6日

各 学 校 長 様

斜里町教育委員会
教育長 岡田 秀明

臨時休業中における「分散登校日」の設定について（通知）

新型コロナウイルス感染症に伴う休業期間の長期化に伴い、子どもの生活・学習習慣に対する不安の解消を図るとともに、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行うため、感染防止の徹底を図りながら、学校規模に応じ、学年や学級または地区を単位とする分散型の登校日を設けることといたします。

つきましては、別紙「臨時休業中における「分散登校日」の設定について（道教委作成）」を参照し、各学校の実態に合わせ、次のとおり実施していただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 実施期間及び回数等
 - ・令和2年3月9日～3月24日（臨時休業中）
 - ・児童生徒一人につき、週1回60分程度
- 2 実施内容
 - (1) 児童生徒の観察
 - (2) 学習指導
 - ※各学校の実態に合わせた内容としてください。
- 3 実施方法等
 - (1) 児童生徒の健康状態
 - ①風邪の症状のある児童生徒については、登校させないこと。
 - ②喘息等の基礎疾患のある児童生徒は、無理に登校させないこと。
 - (2) その他
 - ①欠席した児童生徒には、学校から電話等で、保護者及び児童生徒に状況を必ず確認すること。
 - ※別紙「個別の対応について」参照
 - ②当日対応する教職員等の健康状態を十分に確認すること。
 - ③上記の他、これまで、国・道・道教委などから通知された感染予防対策を実践すること。

（生涯学習課）

臨時休業中における「分散登校日」の設定について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う休業期間の長期化に伴い、子どもの生活・学習習慣に対する不安の解消を図るとともに、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行うため、感染防止の徹底を図りながら、学校規模に応じ、学年や学級または地区を単位とする分散型の登校日を設ける。

2 内容

(1) 児童生徒の観察

- ①生活リズムやストレスの有無、健康状態等の把握
- ②教育相談窓口（学校の担当教諭、子ども相談支援センター）の周知

(2) 学習指導

- ①家庭学習の状況の把握、学習方法の指導
- ②学習課題、学習資料の提供
- ③感染症予防に関する学習

3 実施方法

(1) 児童生徒の健康状態

- ①風邪の症状のある児童生徒については、登校させないこと
- ②喘息等の基礎疾患のある児童生徒については、無理に登校させないこと

(2) 登校日の取扱い

課外指導として実施し、出席日数として取り扱わないこと

(3) 会場の設定

- ①児童生徒の間隔は、前後左右2メートルのスペースを確保すること
- ②体育館、地域の会館や集会所等の公共施設の活用も可とすること
- ③十分な換気、手洗い、咳エチケットを徹底すること
- ④PTAの協力を得るなどして、会場の清掃、消毒など、衛生環境の改善に努めること

(4) 時間

児童生徒一人につき、週に1回60分程度の短時間で実施すること

(5) 登校方法

- ①登下校の際は、教職員が出入口で誘導を行い、児童生徒同士の接触を極力避けること
- ②入校の際に、玄関で「健康観察シート」等による当日の健康状態の確認を行うとともに、速やかに手指の消毒又は手洗いを実施させること
- ③一日に複数回の登校を設定する際は、登校の時間差を設け、児童生徒同士の接触を極力避けること
- ④スクールバスを使用する場合は、会場と同様に児童生徒間のスペースを十分に確保すること
- ⑤公共交通機関を利用する児童生徒がいる場合は、混雑時を避けた登校時間を設定すること
- ⑥児童生徒の登下校に当たっては、PTAなどの協力を得ながら、児童生徒の安全を確保すること

(6) 高等学校の生徒

3月2日に厚生労働省から発表された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の見解を踏まえ、当面の間、分散登校日の設定を見合わせることを。

(7) 特別支援学校の児童生徒

寄宿舎やスクールバスを利用する者など様々であり、実情に応じて対応すること

(8) その他

- ①欠席した児童生徒には、学校から電話等で、保護者及び児童生徒に状況を必ず確認すること
- ②当日対応する教職員等の健康状態を十分に確認すること
- ③臨時休業中の修了式や進路指導（中学校第3学年の卒業後の進路指導を含む）等の実施も同様とすること

「分散登校日」のイメージ

(例1) 学年別に体育館で実施する場合

3月9日(月) 1学年～4学年を対象

時間	対象学年	人数	会場
9:00～10:00	1学年1・2組	60名	体育館
10:30～11:30	2学年1・2組	60名	体育館
13:00～14:00	3学年1・2組	60名	体育館
14:30～15:30	4学年1・2組	60名	体育館

3月10日(火) 5学年、6学年を対象

時間	対象学年	人数	会場
9:00～10:00	5学年1・2組	60名	体育館
10:30～11:30	6学年1・2組	60名	体育館

(例2) 学年混合で各地区の公共施設等を活用して実施する場合

3月9日(月)

時間	対象地区	人数	会場
9:00～10:00	●●地区	20名	●●地区センター
9:00～10:00	■●地区	25名	■●住民センター
13:00～14:00	○○地区	10名	○○住民センター
13:00～14:00	△△地区	30名	△△地区体育館

※ 児童生徒の間隔は、前後左右2メートルのスペースを確保すること。

教 義 第 1 4 7 0 号
令和2年（2020年）3月4日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（各市町村立小・中学校長及び義務教育学校長）

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

臨時休業中における「個別の対応」について（通知）

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業については、令和2年（2020年）2月28日付け教総第2114号「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について」等に基づき対応していただいているところですが、道教委では、臨時休業中に児童生徒や保護者が生活面や学習面などについて教員に個別に相談したい場合、保護者の要望に基づき、来校相談や家庭訪問による「個別の対応」について、市町村教育委員会と連携し検討してきたところです。

つきましては、別添資料を参考に「個別の対応」の趣旨等を御理解の上、感染症予防に留意し実施するようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、所管の小・中学校及び義務教育学校に対し、周知願います。

義務教育課 義務教育グループ
高校教育課 高校教育指導グループ
特別支援教育課 学校教育指導グループ
健康・体育課 学校保健・体育グループ
生徒指導・学校安全課 生徒指導・学校安全グループ

個別の対応について

1 概要

臨時休業中に、児童生徒や保護者が生活面や学習面などについて教員に個別に相談したい場合、保護者の要望に基づき、来校相談や家庭訪問を実施する。

2 実施方法

(1) 来校相談

- ・ 小学校低学年や特別な支援を要する児童生徒は、保護者同伴の来校とすること
- ・ 事前に、児童生徒の来校時刻を調整し、児童生徒同士の接触を極力避けること
- ・ 入校の際に、手洗い、咳エチケットを徹底すること
- ・ 児童生徒が一人で来校する際は、「健康観察シート」等による来校当日の健康状態の確認を行うこと
- ・ 使用する教室等の換気、清掃、消毒など、衛生環境の確保に努めること
- ・ 通常の学習相談や進路相談については、今後実施予定の分散登校で対応すること

(2) 家庭訪問

- ・ 来校相談が難しい場合に保護者在宅中に行うこと
- ・ 通常の家来訪問と同様、原則、教員の勤務時間内に行うこと
- ・ 事前に、保護者と相談内容や訪問時間について相談すること

(3) その他

- ・ 電話による相談や連絡は適宜行うこと（メールによる相談は行わない）

3 留意事項

- ・ 保護者や児童生徒、教員に風邪等の症状がある場合は、来校相談、家庭訪問を延期するなどして対応すること
- ・ 面談時間は30分程度にとどめること